

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
81	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案	衆	三、二六	（予） 四、一〇 可 五、一五 決 五、一六 可 決	四、二 可 四、二三 決 四、二三 可 決	
68	扶養義務の準拠法に関する法律案	参	三、一七	三、一七 可 四、一四 決 四、一五 可 決	（予） 三、一七 可 五、一〇 決 五、二三 可 決	
6	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	六、一、二六	六、一、二六 （予） 六、一、三〇 可 六、一、三〇 決 六、一、三〇 可 決	六、一、二六 可 六、一、三五 決 六、一、三五 可 決	

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
101 国会	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君 外二名 (五、一〇)			五、一〇 未 了		
101 国会	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外一名 (五、一四、二〇)			五、一四、二〇 未 了		

延問題等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

扶養義務の準拠法に関する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講じるため、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に關し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法によつて定め、これによつても扶養を受けることができないときは、日本の法律によ

つて定めるものとする。

二、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件の下に、扶養権利者の請求に対して異議を述べることが出来るものとする。

三、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によつて定めるものとする。

四、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるものとする。

五、経過措置として、この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例によるものとし、また、この法律の制定に伴い、法例に所要の改正を加えるものとする。

六、この法律は、扶養義務の準拠法に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を

締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講ずるため、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に關し必要な事項を定めようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、扶養義務は、原則として、扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする。第二に、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件のもとに、扶養権利者の請求に対して異議を述べることができるものとする。第三に、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によつて定めるものとする。第四に、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるものとする。等であります。

委員会におきましては、ヘーグ国際私法会議の構成とそこで採択された諸条約の批准状況、扶養義務等に関する涉外事件数とその内容、常居所地の意義、子に対する扶養義務の準拠法に關する条約との関係、各国民法の定める扶養義務者の範囲と扶養の程度、公序の具体例等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知

願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法案

(閣法第八一号)

要旨

本法律案は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法事務弁護士として外国法に關する法律事務を取り扱うことができるみちを開くとともに、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律する等の措置を講ずることにより、涉外的法律関係の安定を図り、かつ、外国における日本法に關する法律事務が充実して行われるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない

ものとする。

二、外国法事務弁護士は、我が国の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外国の法などに関する法律事務を行うことを職務とする。

三、外国法事務弁護士は我が国の弁護士を雇用し、又は我が国の弁護士と事務所の共同経営をしてはならないものとする。

四、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に関する事務を行うものとする。

五、外国法事務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。

六、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における国際的な法律事務の増大にか

んがみ、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取り扱いの充実に資するため、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律しようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならないこと。第二に、外国法事務弁護士は、我が国の弁護士と同様の使命及び職責を有し、我が国の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外国の法に関する法律事務を行うことを職務とすること。第三に、外国法事務弁護士の権利及び義務は、我が国の弁護士の例に準ずるものとするほか、外国法事務弁護士の名称、事務所、我が国の弁護士との関係等について、外国法事務弁護士の特性に応じた規律をすること。第四に、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと。第五に、外国法事

務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとする等であり
ます。

委員会におきましては、本法案提出の経緯、名称を外国法事務弁護士とした理由、外国法事務弁護士を日本弁護士連合会の自治の下に入れること及び相互主義をとることの必要性、職務範囲を制限した理由、我が国の弁護士の雇用及び事務所の共同経営を禁止した理由、我が国の涉外法律事務に対する影響及び今後の見通し等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。